

## 令和2年度 宇部市ご近所福祉サロン推進事業募集要項

### 1 目的

身近な地域で、誰もが気軽に集い、様々な交流や活動を行う地域福祉の拠点をつくり、人や地域とのつながりを強め、地域で支え合う安心な地域づくりを推進することを目的とする。

### 2 事業の名称等

(1) 宇部市ご近所福祉サロン推進事業（以下「ご近所福祉サロン」という。）

(2) 事業内容

ご近所福祉サロンの拠点を確保又は整備し、地域の特性等に合わせた生きがい対策や健康づくり、介護予防などを主目的として、年齢や障がいの有無にかかわらず、子どもから高齢者までを対象に様々な交流及び活動を行う。

### 3 募集する事業型

(1) おでかけ型

地域の市民活動団体等が、地域内のあらゆる世代の人たちにおける生きがい対策又は仲間づくりを主な目的として様々な交流及び活動を行う。

(2) 元気づくり型

地域の市民活動団体等と社会福祉法人、NPO法人等で介護予防に資する事業者とが協働又は連携し、地域内のあらゆる人たちにおける介護予防又は健康増進を主な目的として様々な交流及び活動を行う。

### 4 助成金の種別

助成金の交付を受けようとする実施団体に対し、「宇部市ご近所福祉サロン推進事業助成金交付要綱」に基づき、助成金を交付します。

助成金		助成金の対象経費等
経費種別	限度額	
活動支援経費	【お出かけ型】 4千円（月）	事業運営にかかる経費 ※月例の給与等にあたる人件費は対象外
	【元気づくり型】 8千円（月）	
開設準備支援経費	【お出かけ型】 50千円（年）	初年度のみにかかる準備経費 広報費（ちらし、幟等）、介護予防事業等に資する備品購入費（単価一万円以上の物品）、スタッフ研修費等
	【元気づくり型】 100千円（年）	

拠点整備経費	200千円（年）	修繕及びバリアフリー化にかかる経費 空き家等で持家または家賃が無償の場合 に限る（初年度のみ）
--------	----------	---

※市の類似する助成金との重複申請はできないものとする。

※「空き家等」とは、自治会館及び営利目的の店舗を除くものとする。

※調理する食材費や飲食費（弁当代や茶菓子代）は対象外。

※報告書提出時には領収書を添付するものとする。

## 5 応募できる団体

住民が自主的に設立したボランティア活動を目的とする団体、社会福祉法人その他の法人であり、事業を適切、公正、効果的かつ効率的に実施でき、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地域の市民活動団体であって次に掲げるすべての要件を満たすもの

- ア 市内に活動拠点を有していること。
- イ 5人以上によって構成されていること。
- ウ 校区の住民が含まれていること。
- エ 団体の規約等が定められていること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同項を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触しないこと。

(4) 政治団体又は宗教団体でないこと。

## 6 活動及び場所等の条件

(1) 共通事項

- ア 市内に実施場所となる拠点を整備又は確保していること。
- イ 概ね10人以上が集え、交流できる広さがあること。（屋外、トイレ、キッチン等を含まない供用スペースが20㎡程度あること。）
- ウ 同自治会内にご近所福祉サロンがないこと。
- エ 利用者から会費又は参加料を徴収するなど、自主運営及び継続性を図るための工夫をすること。
- オ 開設日は、地域の実情や利用者のニーズに合わせて工夫すること。
- カ 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- キ ご近所福祉サロンの維持・発展に努めること。

(2) おでかけ型

- ア 開設日は、原則として同一曜日及び時間に週1回以上、開設時間は1日あたり2時間程度とすること。
- イ 生きがい対策又は仲間づくりを主な目的として実施すること。

(3) 元気づくり型

- ア 開設日は、原則として同一曜日及び時間に週2回以上、開設時間は1日あたり2時間程度とすること。

イ 介護予防事業等に資する社会福祉法人やその他の法人等と協働又は連携し、介護予防又は健康増進を主な目的として週1回は実施すること。

## 7 申請について

### (1) 応募書類の受付期間

令和2年4月8日(水)～令和3年2月12日(金)

午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日及び祝日は除く。

### (2) 提出書類

ア 宇部市ご近所福祉サロン推進事業登録申請書(様式第1号)

イ 団体の概要を示す次の書類

①団体スタッフ名簿

②運営規約に相当するもの

③その他団体の特性が分かるもの(パンフレット、ちらし、活動写真等)

ウ 必要に応じ、助成金交付申請に係る書類

### (3) 留意事項

ア 提出された関係書類は、返却しません。

イ 申請にかかる費用は、応募者の負担とします。

ウ 市社協は提出された書類の全部又は一部を公開することがあります。

エ 提出された関係書類は、当該選考以外の目的では使用しません。

オ 助成金交付の有無に関わらず、市社協からの求めに応じ、事業実績等の報告を行ってください。

カ 事業に関係する書類は、適切な方法で5年間は保管してください。

### (4) 提出方法 持参、郵送(助成金交付希望なしの場合メールも可)

### (5) 提出場所

宇部市琴芝町二丁目4番20号

社会福祉法人宇部市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係

## 8 登録決定通知

登録の決定後、速やかに、応募者に対し書面で通知します。

## 9 問い合わせ

社会福祉法人宇部市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係

〒755-0033

宇部市琴芝町二丁目4番20号

TEL 0836-33-3134

FAX 0836-22-4391

メールアドレス tiiki@ubeshishakyo.or.jp